

○弓削商船高等専門学校数理・データサイエンス・AI教育
プログラムに関する規則

制 定 令和5年3月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、弓削商船高等専門学校（以下「本校」という。）における数理・データサイエンス・AI教育プログラム（以下「本プログラム」という。）に関し、必要な事項を定める。

(教育目的)

第2条 本プログラムは、数理・データサイエンス・AIの基礎的素養を学生に対して修得させるとともに、意欲ある学生に対して自らの専門分野に応用できる力を修得させることを目的とする。

(履修対象者)

第3条 本プログラムは、本校の本科に在籍する学生（以下「学生」という。）を対象とし、聴講生、科目等履修生及び単位互換履修生を除く。

(履修方法)

第4条 本プログラムは、授業科目の履修に係る特別の手続きを必要としない。

(修得レベル, 授業科目及び単位数)

第5条 本プログラムに、基礎的素養を修得する「リテラシーレベル」を設ける。「リテラシーレベル」の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(修了要件)

第6条 本プログラムにおけるリテラシーレベルの修了要件は、第5条に定める各学科における授業科目をすべて修得することとする。

(修了認定)

第7条 本プログラムの修了認定は、教務委員会において行う。

(修了証の交付)

第8条 第6条の修了要件を満たした学生に修了証を交付する。

2 修了証の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、令和5年3月17日から施行し、令和3年度入学生から適用する。

別表（第5条関係）

令和3年度入学生以降

学科	科目名	学年	単位数
商船学科	情報処理1	1年	2
	情報処理2	2年	1
電子機械工学科	情報処理1	2年	2
	情報処理2	3年	2
情報工学科	基礎情報工学	1年	2
	情報工学実験1	1年	4

別記様式（第8条関係）

第 号

修了証

氏名 ○○○○

生年月日（元号） 年 月 日生

あなたは、弓削商船高等専門学校において「数理・データサイエンス・AI
教育プログラム（リテラシーレベル）」を修了したことを認める。

（元号） 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構

弓削商船高等専門学校長

氏 名 印